

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 御料堀ポンプ場No. 1雨水ポンプ減速機修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市弥栄町一丁目195番地123  |
| (4) 履行期限  | 令和5年5月17日から令和6年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 19,800,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | クボタ環境エンジニアリング株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区京橋2-1-3  |
| (8) 概要    | No. 1雨水ポンプ減速機修繕 一式   |
| (9) 理由    | 本修繕は、故障した株式会社クボタ社製ポンプの減速機修繕を行うものです。<br>減速機の分解・整備を実施するにあたり、製造メーカー以外の者が修繕を行うとポンプの品質性能及び製品の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社であるクボタ環境エンジニアリング株式会社と特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 武蔵野中学校外4校プールろ過機改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大間野町四丁目357番地 外   |
| (4) 履行期間  | 令和5年5月17日から令和5年10月31日まで   |
| (5) 契約金額  | 4,100,173 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所   |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：中学校に設置されているプールろ過機の改修を行う   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 荻島小学校外12校プールろ過機改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大字南荻島902番地 外   |
| (4) 履行期間  | 令和5年5月26日から令和5年10月31日まで   |
| (5) 契約金額  | 5,842,980 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所   |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：小学校に設置されているプールろ過機の改修を行う   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 清掃施設工事  
(2) 件 名 リサイクルプラザ資源化施設粗破砕機カッタ刃交換修繕
- (3) 場 所 越谷市大字砂原355番地
- (4) 履 行 期 限 令和5年5月26日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 34,100,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 新明和工業株式会社  
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所 東京都台東区上野7-12-14
- (8) 概 要 1、粗破砕機カッタ刃等交換  
・2フックカッタ18個交換  
・5フックカッタ18個交換  
・カッタスペーサ36個交換等
- (9) 理 由 特命随意契約該当理由  
当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 庁舎電算システム配線等改修工事  
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
(4) 履 行 期 間 令和5年5月31日から令和5年12月28日まで  
(5) 契 約 金 額 16,390,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 八洲・昭電特定建設工事共同企業体  
(代)株式会社八洲電業社 川口支店  
(7) 受注者住所 埼玉県川口市中青木5-11-2  
(8) 概 要 ・各課システム移設に伴う改修工事  
・情報システムインフラ引込み

- (9) 理 由 本工事は、現在、工事中の越谷市役所新庁舎建設工事の市民協働ゾーン内に市役所各課の情報システムを配線する工事である。新庁舎建設工事と同一時期の工事であり、新庁舎建設工事現場内での工事になり、搬入出経路が同一化するなど密接な関係性があることや、建物内容を熟知しているものが本工事を施工する必要があり、施工に係る責任の所在を明確にする必要がある。  
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、越谷市役所新庁舎建設工事の受注者である、八洲・昭電特定建設工事共同企業体と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 清掃施設工事   |
| (2) 件名    | リサイクルプラザ資源化施設脱臭装置・集じん装置修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原355番地   |
| (4) 履行期限  | 令和5年6月1日から令和6年3月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,851,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 新明和工業株式会社<br>産機システム事業部環境システム本部営業部  |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区上野7-12-14  |
| (8) 概要    | リサイクルプラザ資源化施設脱臭装置・集じん装置修繕  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由<br>当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気通信工事  
(2) 件 名 震度情報ネットワークシステム配線移設工事  
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
(4) 履 行 期 間 令和5年6月9日から令和5年10月31日まで  
(5) 契 約 金 額 4,675,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東日本電信電話株式会社  
埼玉事業部  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-8-17  
(8) 概 要 震度情報ネットワーク配線を、仮設配線から本設配線へと切替を行う。

- (9) 理 由 本工事は、市民協働ゾーンの工事進行に伴い、県が県内自治体等に設置する埼玉県震度情報ネットワークシステムに繋がる計測震度計等の配線が仮設置されているため本設置するものです。  
計測震度計等は、県の令和4年度発注業務によるシステム再構築及び関連機器の更新、光回線化が「東日本電信電話株式会社埼玉事業部」請負のもと実施され、本市では令和5年3月に更新設置されました。  
つきましては、配線移設後の機能保全及び精度維持を図り、施工責任の所在を明確にする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、設置業者である「東日本電信電話株式会社埼玉事業部」と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事  
(2) 件 名 越谷市一般廃棄物最終処分場動力制御盤修繕  
(3) 場 所 越谷市大字砂原146番地1  
(4) 履 行 期 限 令和5年6月23日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 5,390,000円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社神鋼環境ソリューション  
東京支社  
(7) 受注者住所 東京都品川区西品川1-1-1  
住友不動産大崎ガーデンタワー  
(8) 概 要 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設電気設備の動力制御盤の修繕

- (9) 理 由 本修繕は、浸出水処理施設の動力制御盤の低圧動力機器等の故障・老朽化による部品交換であり、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設電気設備（計装盤・現場操作盤）修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原146番地1  |
| (4) 履行期限  | 令和5年6月23日から令和6年3月25日まで   |
| (5) 契約金額  | 5,060,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社神鋼環境ソリューション<br>東京支社  |
| (7) 受注者住所 | 東京都品川区西品川1-1-1<br>住友不動産大崎ガーデンタワー   |
| (8) 概要    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設電気設備の計装盤・現場操作盤の修繕   |
| (9) 理由    | 本修繕は、浸出水処理施設の計装盤・現場操作盤（処理槽、調整槽、薬品室）のランプ等の故障・老朽化による部品交換であり、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道マンホール蓋交換工事（越谷第八処理分区）5-1  
(3) 場 所 越谷市流通団地二丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和5年6月23日から令和5年9月29日まで  
(5) 契 約 金 額 2,475,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 有限会社杉本土建  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山2059-1  
(8) 概 要 マンホール蓋交換 9箇所  
付帯工 1式  
(9) 理 由 本工事は、越谷・松伏水道企業団発注の舗装工事と一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の合算により28,600円削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記の舗装工事の受注者である有限会社杉本土建に特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 第二学校給食センター柱改修工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大杉470番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月19日から令和6年10月15日まで  
(5) 契 約 金 額 1,843,600 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託目的：本業務は、鉄骨梁を受けている柱の柱梁接合部の補強改修工事（柱：5箇所、鉄骨受け10箇所）について工事の監理を行うものであり、第三者の高度な専門的知識、技術及び経験等によらなければ目的達成が困難であるため、委託するものです。
- (9) 理 由 執行方法：自治令第167条の2第1項第2号  
特命理由：本業務は、「第二学校給食センター柱改修工事」の工事監理を委託するものです。本工事は、柱梁接合部のコンクリート欠損によって低下した構造耐力を復旧させるものであり、本市において前例がなく、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。また、コンクリート強度の試験結果やコンクリート欠損状況を詳細に検討した上で実施設計を行っております。それらを熟知しており、構造上の配慮や問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し、実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門  
(2) 件 名 左敷田ポンプ場増強実施設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字南荻島610番地1外
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月27日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 27,830,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 N i X J A P A N株式会社  
埼玉営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区東仲町3-14-1  
03
- (8) 概 要 増強実施設計 一式  
測量調査 一式  
地質調査 一式

- (9) 理 由 特命随意契約該当理由  
今回の実施設計業務は、令和3年度に実施した基本設計業務の設計思想や条件、調査・検討内容等を十分に把握し整合を図りながら、構造物の基礎杭や公園内及び既設電気室への機器配置等を決定し、工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等を作成しなければならない。  
(株)新日本コンサルタント埼玉営業所は、本実施設計業務の基となる基本設計業務を受注し、作成している会社のため、施設の条件、調査・検討内容等を十分に把握していることから他業者と比べ、基本事項の確認、計画設計協議等における作業効率の向上、設置条件及び既設設備と増強設備の取合い等も十分に考慮することが可能であるため、円滑かつ適正な履行を確保するうえで有利と認められるほか、経済的にも下水道設計標準歩掛表等を用いて積算した場合に比べ、設計額で20,798,800円削減することができます。また、浸水被害の軽減の為、早期に施工に向けた準備をする必要があります。  
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により(株)新日本コンサルタント埼玉営業所と特命随意契約するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立大袋小学校外構等改修工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大竹147番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月28日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 4,785,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東武建築企画株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市弥生町2-17  
飯島ビル4階
- (8) 概 要 委託の概要：  
・西大袋土地区画整理事業に伴い、越谷市立大袋小学校の外構等改修工事の監理業務を委託する。  
【工事概要】  
・既存外構解体（プール・遊具・囲障・防火水槽を含む）  
・既存樹木伐採伐根  
・造成工事  
・囲障工事  
・舗装工事  
・ゴミ置場設置工事（鉄筋コンクリート造、平屋建て、延床面積10m<sup>2</sup>程度）  
・防火水槽設置工事（60m<sup>3</sup>×2基）  
  
委託の理由・目的：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 特命の理由：  
本業務は「越谷市立大袋小学校外構等改修工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術が求められます。  
本工事は、西大袋土地区画整理事業に伴う小学校の大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「東武建築企画 株式会社」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 （仮称）共同消防指令センター建設工事試掘調査業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大泊309番1 外3筆
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月29日から令和5年8月15日まで  
(5) 契 約 金 額 1,100,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社慎建築設計事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市相模町1-31
- (8) 概 要 **【委託の概要】**  
（仮称）共同消防指令センター建設工事に伴う試掘調査業務を委託する。  
調査箇所（掘削深さH4.5m） 8.00箇所  
**【委託の理由】**  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 ○特命随意契約理由  
本業務は、（仮称）共同消防指令センター建設工事における敷地の試掘調査業務を委託するものである。  
試掘調査により地中障害物を確認した場合、早急に建設工事に有効な試掘調査位置の再検討を行い、建設工事に関連する設計図書の作成等を要することになる。  
しいては、（仮称）共同消防指令センター建設工事の設計内容を熟知し、専門的知識及び技術等を有するものが調査を行う必要性が生じる。  
以上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し「（仮称）共同消防指令センター建設工事設計業務委託」を受注した「株式会社慎建築設計事務所」と特命随意契約するものである。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 排水路整備工事（5-3）  
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷二丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和5年7月5日から令和5年8月31日まで  
(5) 契 約 金 額 4,237,200 円(税込み)  
(6) 受 注 者 高元建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市御殿町2-1-1  
(8) 概 要 排水構造物撤去工 L=19.3m  
(9) 理 由 本工事は、土地所有者の発注工事である旧越谷ビル及びクローバービル解体工事にて、排水構造物の一部が民地に越境していることが判明し、越境部分を撤去する工事です。解体工事と同一施工区域のため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期短縮・円滑な施工・安全性を確保できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記解体工事の受注者である高元建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 種 別     | 管工事   |
| (2) 件 名     | 川柳小学校エアコン移設工事   |
| (3) 場 所     | 越谷市川柳町一丁目471番地の1  |
| (4) 履 行 期 間 | 令和5年7月10日から令和5年12月28日まで   |
| (5) 契 約 金 額 | 3,405,600 円(税込み)  |
| (6) 受 注 者   | 株式会社ナカノヤ  |
| (7) 受注者住所   | 埼玉県越谷市大沢3-28-11   |
| (8) 概 要     | 別途発注工事である川柳小学校普通教室改修工事に伴い、間仕切り壁位置が変更になるため、エアコンを移設する。  |
| (9) 理 由     | 本工事は、別途工事である川柳小学校普通教室改修工事に伴い、既存エアコンを移設するものです。既存エアコンの維持管理はPFIこしがや学習環境整備株式会社が行っていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、PFIこしがや学習環境整備株式会社の構成企業である株式会社ナカノヤと特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建築一式工事  |
| (2) 件名    | 第二学校給食センター洗浄室天井修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字大杉470番地  |
| (4) 履行期限  | 令和5年7月13日から令和5年9月30日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,299,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社水谷工務店   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町7-181-1  |
| (8) 概要    | 洗浄室の天井板の突合せ部分を気密防水テープにより補強する。   |
| (9) 理由    | <p>特命随意契約理由</p> <p>本工事は、第二学校給食センターの洗浄室の天井を修繕するものです。施工期間が夏休み期間に限られることから、同時期にごく近接した場所で施行される「第二学校給食センター柱改修工事」と仮設の範囲や工程について連絡・調整が不可欠となります。また、搬入経路や作業場所が一部重なることから、安全管理上の配慮が必要となります。</p> <p>同一業者に発注し管理することにより、円滑な施行・安全性及び品質を確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記工事の受注者である株式会社水谷工務店と特命随意契約を締結するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建築一式工事  |
| (2) 件名    | 明正小学校第2仮設校舎教室改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市川柳町一丁目401番地  |
| (4) 履行期間  | 令和5年7月19日から令和5年9月29日まで  |
| (5) 契約金額  | 24,750,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 立川ハウス工業株式会社<br>埼玉営業所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-2<br>松栄浦和ビル   |
| (8) 概要    | 間仕切り壁の改修工事を行う。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約の理由<br>本工事は、現在リース契約している明正小学校第2仮設校舎における普通教室の間仕切り壁の改修を行うものです。<br>明正小学校第2仮設校舎はリース契約している仮設教室に係わる工事であり、工事後の施工に関する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、明正小学校第2仮設校舎の所有権を有している「立川ハウス株式会社埼玉営業所」と特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事  
(2) 件 名 北部市民会館4階ホールファンコイルユニット更新工事  
(3) 場 所 越谷市大字恩間181番地1  
(4) 履 行 期 間 令和5年7月24日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 4,180,000円(税込み)  
(6) 受 注 者 飯山建鉄株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市平方1871-3  
(8) 概 要 北部市民会館4階ホールのファンコイルユニット5台を、撤去新設する。

- (9) 理 由 随意契約理由：  
本案件は、指名般競争入札にて再度入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。  
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、応札のあった業者及び市内業者から受注意欲があることを確認できた業者6者による見積合わせとするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定  
(2) 件 名 令和6年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託
- (3) 場 所 越谷市千間台東一丁目6番15外595箇所
- (4) 履 行 期 間 令和5年7月5日から令和5年10月13日まで  
(5) 契 約 金 額 7,768,310 円(税込み)  
(6) 受 注 者 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1
- (8) 概 要 固定資産（土地）については、令和6年度の評価替えにおいても、前回の評価替え同様に令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認められる場合は、評価額に修正を加えることができる予定であります。（固定資産評価基準第1章第12節経過措置二と同様の措置）。  
本業務は、令和6年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地596地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。
- (9) 理 由 随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。  
標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。  
特命理由：令和6年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門
- (2) 件 名 越谷市公共下水道ストックマネジメント実施方針策定業務委託（第二期）
- (3) 場 所 越谷市内
- (4) 履 行 期 間 令和5年7月27日から令和6年3月15日まで
- (5) 契 約 金 額 21,890,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 パシフィックコンサルタンツ株式会社  
埼玉事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-23-1  
大同生命大宮ビル
- (8) 概 要 ストックマネジメント実施方針策定業務委託  
管路施設 2,829ha  
ポンプ場 汚水ポンプ場 12箇所  
雨水ポンプ場 11箇所
- (9) 理 由 【特命随契理由】  
本業務は、平成29年度に実施した「越谷市公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託」と密接な関係があり、その成果、資料及び下水道施設（管路施設、ポンプ場施設）情報の活用が必要であること、また既存計画との整合性を図る必要があるほか、経済的にも設計額で20,740千円のコスト縮減が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、過年度の委託業者であり本市の下水道施設に精通したパシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建築コンサルタント（登録有）   |
| (2) 件名    | 市立病院手術室空調設備改修工事監理業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷十丁目32番地  |
| (4) 履行期間  | 令和5年7月31日から令和7年3月14日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,971,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 東武建築企画株式会社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市弥生町2-17<br>飯島ビル4階  |
| (8) 概要    | 市立病院手術室の空調設備改修工事（建築・電気・機械）の監理業務を委託する。  |
| (9) 理由    | 本業務は、「市立病院手術室空調設備改修工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。<br>また、病院の通常業務に支障が生じないよう円滑に工事を進めるため、現場を熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「東武建築企画株式会社」を特命とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-131号線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和5年8月9日から令和5年10月31日まで  
(5) 契 約 金 額 1,342,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 清和土木株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288  
(8) 概 要 路線延長 L=40.2m  
管体延長 L=39.7m  
硬質塩化ビニル管 Φ200 L=39.7m  
1号マンホール 1箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-131号線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費において設計額で44,000円削減できることから、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事  
(2) 件 名 御料堀ポンプ場粗目自動除塵機電動機更新工事
- (3) 場 所 越谷市弥栄町一丁目195番地123
- (4) 履 行 期 間 令和5年8月10日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 8,250,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社第一テクノ  
関東支店  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市桜区南元宿2-34-11
- (8) 概 要 粗目自動除塵機電動機更新工事 一式
- (9) 理 由 本工事は、故障したレーキ用駆動装置の電動機を新しいものに更新する工事ではありますが、既設と同型式の電動機は既に製造中止になっており、既設のレーキ用駆動装置の一部を分解し、現行型の電動機を取り付ける作業を実施するものです。
- つきましては、納入会社以外の者は作業を行うことが困難であり、また行った場合、レーキ駆動装置の品質性能及び粗目自動除塵機設備の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本装置の知識や現場の状況等に精通した納入会社である株式会社第一テクノ関東支店と特命随意契約を行うものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 上間久里ポンプ場雨水ポンプ修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字上間久里228番地6   |
| (4) 履行期限  | 令和5年8月10日から令和6年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,180,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 石垣メンテナンス株式会社<br>営業本部  |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区丸の内1-6-5   |
| (8) 概要    | 雨水ポンプ無注水シール修繕 3台  |
| (9) 理由    | <b>【特命随契理由】</b><br>本修繕は、故障した株式会社石垣製雨水ポンプの無注水シール修繕を行うものです。雨水ポンプの分解・整備を実施するにあたり、製造メーカー以外の者が修繕を行うとポンプの品質性能及び製品の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社である石垣メンテナンス株式会社営業本部と特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 大場落し排水機場遠方監視制御装置改修工事  
(3) 場 所 越谷市大字下間久里565番地1  
(4) 履 行 期 間 令和5年8月21日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 18,150,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社  
東日本本部北関東営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3  
(8) 概 要 大場落し排水機場遠方監視制御装置子局更新 一式

- (9) 理 由 更新対象となる遠方監視制御設備が監視しているポンプ場・排水機場は、台風や豪雨などの浸水被害の軽減を目的としている市民生活に係る重要な施設である。  
本工事では遠方監視制御設備の機能を維持したまま一部設備の更新を行うことから、製造業者以外では設備を更新することができない。そのため、当該設備の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、製造業者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものである。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門  
(2) 件 名 越谷市公共下水道浸水対策検討業務委託（5-1）
- (3) 場 所 越谷市千間台東一丁目地内外
- (4) 履 行 期 間 令和5年8月3日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 22,000,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社東京建設コンサルタント  
埼玉事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区東町1-36-1  
トーケン大宮ビル
- (8) 概 要 委託概要  
浸水対策検討業務 一式
- 委託理由  
本業務は、千間台地区における必要貯留量の算出やせんげん台駅東口における貯留施設の基本設計の作成を行うものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目標達成が困難な業務であることから、委託発注するものです。
- (9) 理 由 本業務は、平成29年度に実施した「浸水対策計画策定業務委託（越谷市千間台西一丁目地内外）」の綿密な関係があり、調査・検討結果を用いて千間台地区における必要貯留量の算出やせんげん台駅東口における貯留施設の基本設計の作成を実施する必要があります。  
また、地域特性や調査・検討内容等に精通していることや埼玉県発注業務で作成した流出氾濫解析モデルを保有しているため、高精度なシミュレーションを実施することが可能でもあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業務を受注した（株）東京建設コンサルタント埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録無）  
(2) 件 名 増林地区農地耕作条件改善事業設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字増林地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年8月4日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 4,444,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 埼玉県土地改良事業団体連合会
- (7) 受注者住所 埼玉県熊谷市籠原南2-83
- (8) 概 要 業務の概要  
実施設計 一式  
事業対象面積 26ha  
委託の理由  
本業務は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく工事を円滑に進めるにあたり、高度な専門的知識及び技術等を活用するため委託をするものです。
- (9) 理 由 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
理由：本業務は、優良な農地を保全・有効活用するために実施する、農地中間管理事業における基盤整備工事の設計業務を行うものであり、業務を行うには土地改良事業に関する専門的な知識や経験、実績が必要とされます。  
埼玉県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき設立された法人であり、土地改良事業に特化していることから知識や経験、実績を活かし本市を含む会員に対して土地改良事業に関する技術指導を行っております。本市においても実績が多数あり、過去の実績を活かすことで各業務の円滑化を図ることが出来ます。また、当団体は土地改良法第111条の4により営利を目的としないため、経費の削減が見込まれます。  
よって、本業務委託の受託者として埼玉県土地改良事業団体連合会が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により特命随意契約とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 越谷市斎場空調設備改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大字増林3989番地1  |
| (4) 履行期間  | 令和5年9月12日から令和6年3月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 14,740,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社大林組<br>東京本店   |
| (7) 受注者住所 | 東京都港区港南2-15-2   |
| (8) 概要    | 工事の概要<br>空調機の更新を行う。<br>(霊安室、運転手控室、制御室・休憩室2)   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由<br>本工事は、既存の空調設備機器を更新するものです。斎場開場以来、既存の上記空調設備管理はPFI越谷広域斎場株式会社が行っていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、PFI越谷広域斎場株式会社の構成企業である、株式会社大林組と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-104号線外2路線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年9月19日から令和6年1月31日まで  
(5) 契 約 金 額 7,040,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959
- (8) 概 要 路線延長 L=106.8m  
管体延長 L=104.5m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=104.5m  
取付け管 7箇所  
樹 4箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-104号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費において設計額で606,100円削減できることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 冠水センサー設置工事  
(3) 場 所 越谷市内  
(4) 履 行 期 間 令和5年10月11日から令和5年12月25日まで  
(5) 契 約 金 額 3,509,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東電タウンプランニング株式会社  
(7) 受注者住所 東京都港区海岸1-11-1  
(8) 概 要 冠水センサー設置 11基

- (9) 理 由
- 本工事は冠水センサーを設置するものです。当初、ポラード（車止め、歩道への進入を防止したりする等の目的で設置される地面から突き出した杭）を利用した冠水センサーを計画していましたが、設置位置の検討や設置コストもかかることが課題となっていました。
- 再度検討した結果、下記推薦業者の冠水センサーであれば、東京電力パワーグリッド株式会社が設置した電柱を利用し冠水センサーを設置することにより、工期の短縮、コストの削減が期待できることがわかりました。また、本工事にあたっての電柱の使用に際し、東京電力パワーグリッド株式会社の許可が必要となります。下記推薦業者は、東京電力パワーグリッド株式会社のグループ会社として電柱の巡視・点検管理を行っており、電柱の使用許可申請等の手続き対応も迅速に行うことが可能です。
- このため、本工事の契約の相手方として下記推薦業者が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約とするものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 道路照明灯更新工事（市道1060号線外1路線）  
(3) 場 所 越谷市大字船渡地内外  
(4) 履 行 期 間 令和5年10月18日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 9,779,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 トバセ電気工事株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市砂原180-1  
(8) 概 要 道路照明灯撤去 8基  
道路照明灯柱更新 7基  
電柱共架 1基  
(9) 理 由 本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。  
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、市内業者6者のうち、受注意欲があることを確認できた業者5者による見積合わせとするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 電気工事  |
| (2) 件名    | 北部市民会館非常放送設備更新工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字恩間181番地1   |
| (4) 履行期間  | 令和5年10月19日から令和6年3月22日まで   |
| (5) 契約金額  | 5,111,700円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 三宝電業株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市蒲生西町2-2-17-1  |
| (8) 概要    | 事務室内にある非常放送設備の更新を行う。  |
| (9) 理由    | 本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。<br>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。<br>なお、応札のあった業者及び市内業者から受注意欲があることを確認できた業者6者による見積合わせとするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立小中一貫校整備PFI事業モニタリング業務委託
- (3) 場 所 越谷市蒲生旭町1番75号外
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和10年3月31日まで  
(5) 契 約 金 額 109,340,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社建設技術研究所  
関東事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6
- (8) 概 要 <委託の概要>  
本業務は、越谷市立小中一貫校整備PFI事業について、事業者が実施する設計、建設・工事監理、維持管理等に関する業務に対し、事業契約に定められた内容に基づき、適切に実施されることを確認するためのもので、PFI事業に関する第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目的の達成が困難な業務であるため、委託するものです。
- (9) 理 由 <特命理由>  
本業務は、契約直後に履行が始まるため、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に関する知識を有した上で、更に、PFI事業に関する法務、財務等の幅広い知識と経験が必要となるなど、短期間で事業内容を把握した上で対応することが求められる。  
このため、当該基本計画策定支援等業務及びアドバイザー業務を通じて蓄積されてきた本事業に関する知見がなければ、本業務を実現できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該基本計画策定支援等業務及びアドバイザー業務を受注し、業務内容に精通した株式会社建設技術研究所関東事務所と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市千間台西五丁目4番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字平方2，784番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市宮本町五丁目85番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市谷中町二丁目69番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月2日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大林580番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月10日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市花田四丁目14番地1
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月10日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字袋山515番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月10日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大間野町二丁目115番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年10月17日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 2,420,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託の概要：  
・越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事の監理業務を委託する。  
委託の理由：  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 本業務は、「越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 土木一式工事  |
| (2) 件名    | 老人福祉センターくすのき荘バス停留所舗装修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字大杉655番地  |
| (4) 履行期限  | 令和5年11月8日から令和6年1月31日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,860,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 中村土建株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市蒲生3-2-24  |
| (8) 概要    | 外構バス停留所の舗装を修繕する。  |
| (9) 理由    | <p>随意契約理由<br/>本件は令和5年8月22日開札の指名競争入札で応札者1者のため中止、また、10月3日開札の指名競争入札で応札者なしのため中止となりました。<br/>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約とし、また、価格面での競争性を確保するため見積合せを行います。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（大竹中央通り線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年11月16日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 7,590,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 清和土木株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 概 要 路線延長 L=212.5m  
管体延長 L=208.2m  
硬質塩化ビニル管 Φ200 L=208.2m  
硬質塩化ビニル管 Φ100 L=4.0m  
硬質塩化ビニル圧送管 Φ75 L=18.0m  
硬質塩化ビニル管撤去 Φ75 L=35.0m  
1号マンホール 1箇所  
0号マンホール 3箇所  
小型マンホール 3箇所  
取付管及び樹 7箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（大竹中央通り線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費において設計額で1,265,000円削減できることから、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（102街区6画地）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和5年11月20日から令和6年1月12日まで  
(5) 契 約 金 額 4,532,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 敷地造成工 A=480m<sup>2</sup>  
発生材分別 V=331m<sup>3</sup>  
購入土盛土 V=188m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-82号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費において設計額で372,900円削除できることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 大間野排水機場自家発電設備応急修繕（機器設置）
- (3) 場 所 越谷市大間野町五丁目38番地1
- (4) 履 行 期 限 令和5年11月22日から令和5年12月22日まで  
(5) 契 約 金 額 5,720,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 山崎建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-12
- (8) 概 要 大間野排水機場  
排水機場ポンプ電源用自家発電機設置・撤去 2台  
水中ポンプ及び自家発電機設置・撤去 3台
- (9) 理 由 随意契約理由：本工事は、大間野排水機場の自家用発電機の修繕を行うものである。当該地域は、特に浸水被害が発生しやすい場所であり、本発電機は、台風等の大雨への対応として、水防活動を行う上で、重要な施設であり、今後の、台風等の大雨に備え、早急に修繕を実施する必要がある。修繕にあたっては、当該現場の災害時の状況を経験上熟知し、また、緊急時に即座に現場対応を行えるものと契約する必要があるため、価格面の競争を主眼とした競争入札は難しいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約を締結するものです。  
特命理由：当該施設の修繕や災害時の現場対応の経験あることから、現場を熟知しており、緊急時の故障時に対応することが可能である山崎建設株式会社を特命にて契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-137号線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和5年12月1日から令和6年2月29日まで  
(5) 契 約 金 額 1,716,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 清和土木株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288  
(8) 概 要 路線延長 L=36.1m  
管体延長 L=36.1m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=36.1m  
取付け管及びます 2箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-137号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費において設計額で110,000円削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事  
(2) 件 名 赤山交流館エレベーター更新工事  
(3) 場 所 越谷市赤山町三丁目128番地1  
(4) 履 行 期 間 令和5年12月22日から令和6年12月27日まで  
(5) 契 約 金 額 23,100,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東芝エレベータ株式会社  
北関東支社  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5  
(8) 概 要 赤山交流館のエレベーター1基の更新を行う。  
執行予定金額（税込）  
令和5年度 9,292,800円  
令和6年度 13,939,200円  
総額 23,232,000円

- (9) 理 由 特命随意契約理由：  
本工事は、既存エレベーターの一部の更新工事であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エレベーターの製作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。工事後のエレベーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、既存エレベーターメーカーである「東芝エレベータ株式会社 北関東支社」を特命にて契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 平新川排水機場No. 3排水ポンプ改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字北川崎827番地  |
| (4) 履行期間  | 令和5年12月26日から令和7年3月21日まで  |
| (5) 契約金額  | 39,600,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 荏原実業株式会社<br>関東支社   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4   |
| (8) 概要    | 平新川排水機場No. 3排水ポンプ（φ700 140kW）のオーバーホール一式<br>羽根車、ポンプ軸受け、メカニカルシール、ケーブル等の交換・調整   |
| (9) 理由    | 本工事は、老朽化した株式会社荏原製作所製排水ポンプをオーバーホールするものである。工場整備及び各種部品交換にあたり、当該ポンプに精通している者以外に施工させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本ポンプの知識や現場状況等に精通している製造メーカー特約店であり、施工者である荏原実業株式会社関東支社と特命随意契約するものである。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 測量（登録有）  
(2) 件 名 3級水準点測量業務委託
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内外7箇所
- (4) 履 行 期 間 令和5年12月6日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 1,045,000円(税込み)  
(6) 受 注 者 東日本総合計画株式会社  
越谷営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-12-25
- (8) 概 要 3級水準点測量観測 12.1km  
本委託は、西大袋土地区画整理事業地内の経年変化による地盤沈下を観測し、地区内の公共施設等の精度を測るものであり、本業務を行うにあたり専門的知識及び技術が必要となることから委託するものです。
- (9) 理 由 当該業務は、現在、西大袋土地区画整理事業地内の測量業務（単価契約）を請け負っている東日本総合計画株式会社と特命随意契約を締結することにより、業務の一連性、観測精度の確保、期間の短縮が図れるとともに、諸経費において、設計額で154,000円削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、前記受注者である上記業者を特命の相手方とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事  
(2) 件 名 第二学校給食センタートイレ改修工事  
(3) 場 所 越谷市大字大杉470番地  
(4) 履 行 期 間 令和6年1月12日から令和6年3月22日まで  
(5) 契 約 金 額 2,035,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社ハッピークリーン  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市七左町7-202-1  
(8) 概 要 第二学校給食センター内トイレの大便器2台を、和式から洋式に改修する。

- (9) 理 由 本件は令和5年11月7日開札の指名競争入札で応札者1者のため中止、12月5日開札の指名競争入札で応札者なしのため中止となりました。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約とします。  
また、管工事の業種に登録があり、トイレ改修工事に対応可能なすべての市内事業者に聴取したところ、本件の受注に意向のある業者が1回目に応札した株式会社ハッピークリーンに限られることから、当該業者を特命とします。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（127街区外2街区）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和6年1月17日から令和6年3月22日まで  
(5) 契 約 金 額 13,750,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 敷地造成工 A=2226m<sup>2</sup>  
購入土盛土 V=726m<sup>3</sup>  
発生土盛土 V=565m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-104号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費において設計額で1,449,800円削減できることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 冠水センサー設置工事（その2）  
(3) 場 所 越谷市内  
(4) 履 行 期 間 令和6年1月19日から令和6年3月22日まで  
(5) 契 約 金 額 12,441,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東電タウンプランニング株式会社  
(7) 受注者住所 東京都港区海岸1-11-1  
(8) 概 要 冠水センサー設置 39基

- (9) 理 由
- 本工事は冠水センサーを設置するものです。当初、ポラード（車止め、歩道への進入を防止したりする等の目的で設置される地面から突き出した杭）を利用した冠水センサーを計画していましたが、設置位置の検討や設置コストもかかることが課題となっていました。
- 再度検討した結果、下記推薦業者の冠水センサーであれば、東京電力パワーグリッド株式会社が設置した電柱を利用し冠水センサーを設置することにより、工期の短縮、コストの削減が期待できることがわかりました。また、本工事にあたっての電柱の使用に際し、東京電力パワーグリッド株式会社の許可が必要となります。下記推薦業者は、東京電力パワーグリッド株式会社のグループ会社として電柱の巡視・点検管理を行っており、電柱の使用許可申請等の手続き対応も迅速に行うことが可能です。
- このため、本工事の契約の相手方として下記推薦業者が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 交流館建築設備修繕（赤山交流館外6か所）  |
| (3) 場所    | 越谷市赤山町三丁目128番地1外  |
| (4) 履行期限  | 令和6年1月26日から令和6年3月22日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,860,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社協和設備  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大道478   |
| (8) 概要    | 赤山・大沢北・蒲生・南部・大袋北・桜井・南越谷の各交流館における非常用照明の不良箇所及び赤山・蒲生・南部・桜井の各交流館における換気設備の不良箇所について修繕を行う。   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：<br>本案件については、令和5年9月2日開札の指名競争入札で応札者1社のため中止、令和5年12月19日開札の指名競争入札で応札者1社のため中止となりました。本修繕は建築設備の換気設備及び非常用照明設備を修繕するものであり、交流館を安全に使用するため必要不可欠な修繕であります。施設利用者の安全を確保するために早急に修繕を行う必要があることから、地方自治法施行令第167の2第1項第6号の規定に基づき、執行方法を随意契約とします。<br>また、管工事の登録があり、建築設備修繕に対応可能なすべての市内業者に聴取したところ、本件の受注に意欲がある業者が1回目、2回目に入札があった株式会社協和設備に限られることから、当該業者との特命契約とします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 七左保育所屋外給水管改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市七左町一丁目184番地  |
| (4) 履行期間  | 令和6年1月26日から令和6年3月22日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,420,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 共栄設備株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町4-472-5  |
| (8) 概要    | 経年劣化により老朽化が著しいため、屋外埋設部分の給水管の改修工事を行う。  |
| (9) 理由    | <p>特命理由：本件は令和5年11月7日開札及び12月5日開札の指名競争入札でいずれも応札者なしのため中止となりました。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約とします。</p> <p>また、管工事の業種に登録があり、屋外給水管改修工事に対応可能なすべての市内事業者に聴取したところ、本件の受注に意向のある業者が共栄設備株式会社に限られることから、当該業者を特命とします。</p> |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気工事   |
| (2) 件名    | 赤山第二保育所空調機更新工事   |
| (3) 場所    | 越谷市赤山町二丁目58番地1   |
| (4) 履行期間  | 令和6年2月1日から令和6年3月22日まで  |
| (5) 契約金額  | 11,000,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社ヤマナカ電気工事   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市船渡197  |
| (8) 概要    | 既設空調機を更新する。（室外機1台と室内機4台を撤去、室外機4台と室内機4台を新設）   |
| (9) 理由    | 随意契約理由：本案件については、令和5年11月14日開札の一般競争入札で応札者1者、最低制限価格未満のため失格、令和5年12月19日開札の一般競争入札で応札者1者、最低制限価格未満のため失格となりました。本工事は赤山第二保育所保育室の空調設備を改修するものであり、保育所を適切に運用するために必要不可欠な設備について早急に工事を行う必要があることから、地方自治法施行令第167の2第1項第6号の規定により、随意契約とします。また、価格面での競争性を確保するため、見積合せとします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事  
(2) 件 名 中央市民会館エレベーター更新工事  
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号  
(4) 履 行 期 間 令和6年2月7日から令和7年1月31日まで  
(5) 契 約 金 額 57,200,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 東芝エレベーター株式会社  
北関東支社  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5  
(8) 概 要 エレベーター2基の更新を行う。  
執行予定金額（税込）  
令和5年度 23,016,400円  
令和6年度 34,524,600円  
総額 57,541,000円

- (9) 理 由 特命随意契約理由：  
本工事は、既存エレベーターの一部の更新工事であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エレベーターの製作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。  
工事後のエレベーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、既存エレベーターメーカーである「東芝エレベーター株式会社 北関東支社」を特命にて契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 塚田ポンプ場非常用発電機修繕  
(3) 場 所 越谷市大字上間久里214番地5  
(4) 履 行 期 限 令和6年2月26日から令和6年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 3,135,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社  
東日本本部北関東営業所  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3  
(8) 概 要 非常用発電機修繕 1台

- (9) 理 由 本修繕は、故障した非常用発電機修繕を行うものです。発電機の修繕を実施するにあたり、製造メーカー系列会社以外の者が修繕を行うと発電機の品質性能及び製品の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北関東営業所と特命随意契約するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 （仮称）共同消防指令センター建設工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大泊309番1外
- (4) 履 行 期 間 令和6年2月1日から令和8年2月27日まで  
(5) 契 約 金 額 14,300,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社慎建築設計事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市相模町1-31
- (8) 概 要 **【業務委託の概要】**  
・鉄筋コンクリート造（基礎免震構造）2階建て、延床面積1,636.15㎡の新築工事の監理業務を委託する。  
（建築・電気設備・機械設備・外構）  
**【委託の理由】**  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 ○特命随意契約理由  
本業務は、「（仮称）共同消防指令センター建設工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められる。  
（仮称）共同消防指令センターは、6市1町（越谷市、三郷市、吉川市、松伏町、春日部市、草加市、八潮市）共同で消防指令業務を管理、執行する施設であり、消防業務の中枢を担う施設として消防からの要望を組み入れた実施設計を行ったことから、設計内容を熟知しており、設計図書と現場との相違、現場で生じる問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要がある。  
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し実施設計業務を行った「株式会社 慎建築設計事務所」と特命随意契約を行う。